

## 議会基本条例の全国的な制定状況

全国の制定自治体数 84 (平成22年1月6日現在)

## 1 政令指定都市議会 2

川崎市議会 (平成21年6月17日可決, 同年7月1日施行)  
 さいたま市議会 (平成21年12月18日可決, 平成22年4月1日施行)  
 他に千葉市, 新潟市, 名古屋市等に検討に向けた具体的な動きがある。

## 2 都道府県議会 10 約2割の都道府県議会で制定

三重県議会 (平成18年12月20日可決, 同年12月26日施行)  
 福島県議会 (平成20年7月9日可決, 同年7月11日施行)  
 岩手県議会 (平成20年12月10日可決, 平成21年4月1日施行)  
 神奈川県議会 (平成20年12月18日可決, 同年12月26日施行)  
 大阪府議会 (平成21年3月24日可決, 同年4月1日施行)  
 大分県議会 (平成21年3月26日可決, 同年4月1日施行)  
 宮城県議会 (平成21年6月16日可決, 同年6月26日施行)  
 北海道議会 (平成21年7月3日可決, 同年7月10日施行)  
 長野県議会 (平成21年10月2日可決, 同年10月15日施行)  
 高知県議会 (平成21年11月27日可決, 同年11月30日施行)

## 3 福岡県内の自治体 3

久留米市議会 (平成20年12月17日可決, 同年12月26日施行)  
 春日市議会 (平成21年3月25日可決, 同年4月1日施行)  
 八女市議会 (平成21年12月11日可決, 平成22年2月1日施行)

## 4 年度ごとの制定自治体数 (都道府県及び市町村)

年度	自治体数	主な制定自治体
18	5	栗山町(北海道)(全国初), 三重県, 伊賀市(三重県)など
19	12	出雲市(島根県), 北名古屋市(愛知県)など
20	37	福島県, 岩手県, 神奈川県, 大阪府, 大分県, 薩摩川内市(九州初), 久留米市(県内初), 大分市(中核市初)など
21	30	川崎市(政令市初), さいたま市, 北海道, 宮城県, 長野県, 高知県など

合計 84



## 議会基本条例の前文に現れている理念について（政令指定都市及び都道府県）

以下は、いずれも各自治体の議会基本条例の前文より抜粋したもの。

## 1 「二元代表制」の確立等について

## 福島県議会基本条例

「時代は今、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。」

## 大分県議会基本条例

「大分県議会は、これまで県民に分かりやすい、県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し、議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め、県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし、ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。」

## 2 議会の権限や監視機能の強化等について

## さいたま市議会基本条例

「…さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。」

## 神奈川県議会基本条例

「…県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより、全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしていくこと、そして、都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。」

## 3 議会が行う政策立案・政策提言等について

## 三重県議会基本条例

「…本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。」

### 北海道議会基本条例

「北海道議会は、多様化する道民のニーズにこたえるために、議決機関として、及び知事その他の執行機関に対する監視機関としてその責務を深く自覚し、道民に対する必要な情報の公開と説明責任を果たしながら、不断の改革と研さんを努めるとともに、道州制を展望したあるべき議会の姿を追求し、道政の各分野にわたり積極的に政策の提言を行うため、政策立案機能の強化を図っていかなければならない。」

### 4 「住民に開かれた議会」であること等について

#### 川崎市議会基本条例

「市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。」

#### 宮城県議会基本条例

「…本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかなければならない。」

#### 高知県議会基本条例

「…こうした中で議会の果たす役割は、ますます重要さを増しており、本県議会には、これまでの活動をさらに推し進め、議会の権限の強化に努めるとともに、議会の基本理念、議員の活動原則等を議員自らが自覚し、これらを県民に示し、議会や議員の使命・役割を明確にすることで、より県民に開かれ、県民から信頼される議会を構築することが求められている。」

### 5 「議会改革」について

#### 岩手県議会基本条例

「本県議会は、知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の下、合議制の機関として多様な民意を反映しうる議会の役割及び議員の活動規範並びに県民主権の実現に向けた実効ある仕組みをここに明らかにし、県民参加の下で地方議会政治を成熟させていくとともに、議会改革に継続的に取り組み、県民の負託に応える議会のあり方を不斷に追求していくことこそが、真の地方自治に結びつくものと確信する。」

### 大阪府議会基本条例

「ここに、府議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、これまでの議会改革の取組をさらに進め、府民の負託に真摯にこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。」

### 長野県議会基本条例

「ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。」

#### <参考> 「議会の使命」について

平成18年5月に全国に先駆けて議会基本条例を制定した北海道栗山町の「栗山町議会基本条例」の前文より抜粋

「...特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。」

北海道栗山町 人口13,871人、議員定数 13人



## 議会基本条例の制定による具体的な取組事例について

(都道府県・政令市・中核市)

## 1 開かれた議会(公開性・市民参加)に関する取り組み

## (1) 三重県議会の例(平成18年12月20日可決,同年12月26日施行)

## 委員会等の原則公開(平成18年12月)

具体的取組	平成18年12月,委員会の傍聴を許可制から原則公開に委員会条例を改正した。
(参考)条例の規定	(委員会等の公開) 第20条 議会は,開かれた議会運営に資するため,委員会等を原則として公開する。

## 「みえ県議会出前講座」の実施(平成19年9月~)

具体的取組	学校からの申込みを受けて,児童,生徒,学生に対して,三重県議会の仕組みや議会改革の取り組みについて,広聴広報会議の委員が出向いて分かりやすく説明し,質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を平成19年9月から実施している。
(参考)条例の規定	(広聴広報機能の充実) 第19条 議会は,議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。 2 議会は,広聴広報機能の充実を図るため,議員で構成する広聴広報会議を設置する。

## 議員別の賛否の状況の公開(平成20年5月~)

具体的取組	平成20年5月16日以降の採決について議案等に対する議員別の賛否等の状況を議会ホームページで公表している。
(参考)条例の規定	(議会の説明責任) 第7条 議会は,議会運営,政策立案,政策決定,政策提言等に関し,県民に対して説明する責務を有する。

## 公聴会の開催(平成20年10月,平成21年4月)

具体的取組	県民の利害に係わる重要な案件の審査・調査にあたっては,県民の意見を聞くため,委員会で必要に応じて公聴会を開催している。 ・平成20年10月22日「『美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について」(政策総務常任委員会) ・平成21年4月22日「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)について」(健康福祉病院常任委員会)
(参考)条例の規定	(県民の議会への参画の確保) 第18条 議会は,県民の意向を議会活動に反映することができるよう,県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は,知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において,参考人,公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

## (2) 岩手県議会の例（平成 20 年 12 月 10 日制定，平成 21 年 4 月 1 日施行）

## 議員別の賛否の状況の公開（平成 21 年 5 月～）

具体的取組	平成 21 年 5 月臨時会から、ホームページに議案毎の議員別の賛否の状況を掲載している。
(参考) 条例の規定	第 7 条 議会は、次に掲げる取組を積極的に推進すること等により、広聴広報活動の充実を図るものとする。 (3) 議案等に対する議員の賛否の速やかな公表

## 県民との意見交換会「本音で語ろう県議会」の実施（平成 21 年 11 月）

具体的取組	岩手県議会基本条例にもとづく新たな取組として、平成 21 年 11 月、県民と岩手県議会との意見交換会「本音で語ろう県議会」を県内 4 力所で開催した。 意見交換会では、9 月定例会中に開催された決算特別委員会の審議内容を議員が説明し、県民から県議会に対する意見や提言を聴いた。 県民の意見や提言については、全議員が情報として共有したうえで、今後の議会活動に生かしていくこととしている。
(参考) 条例の規定	(県民参加の機会の充実等) 第 5 条 議会は、次に掲げる方法により、県民参加の機会の充実を図るものとする。 (2) 議会と県民との意見交換の場の設置

## (3) 大分市議会の例（平成 20 年 12 月 15 日制定、平成 21 年 4 月 1 日施行）

## 市民との意見交換会の実施（平成 21 年 11 月）

具体的取組	平成 21 年 11 月、議会改革、議員政策研究会（全議員で構成）において政策研究課題とする「（仮称）子どもに関する条例」、「市議会・市政への意見」の三つをテーマとして、市民との意見交換会を開催した。（市内 13箇所で開催し、市民 418 人、議員延べ 141 人が参加した。）
(参考) 条例の規定	第 5 条 4 項 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

## （参考）福島県 会津若松市議会の例（平成 20 年 6 月 18 日制定、同年 6 月 23 日施行）

## 市民との意見交換会の実施（平成 20 年 8 月～）

具体的取組	市民との活発な意見交換を図る場として、「市民との意見交換会」を年 2 回開催している。（平成 20 年 8 月以降、通算で 4 回開催している。） 意見交換会で出された意見や要望から、議会として取り組むべき政策課題の設定を行い、議会としての政策立案に向けて取り組んでいる。
(参考) 条例の規定	(市民と議会との関係) 第 5 条 4 項 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

## 2 議会の機能（政策立案機能・行政監視機能等）の強化に関する取り組み

## (1) 三重県議会の例（平成18年12月20日可決，同年12月26日施行）

## 検討会の設置・議員間討議（平成19年6月～）

具体的取組	<p>各種検討会を設置し、県政の課題に関して議員間討議を交えながら調査を行い、政策立案や政策提言を行うこととしている。 (これまでに設置された検討会)</p> <p>ア 道州制・地方財政制度調査検討会  イ 政策討論会議（テーマ：新しい県立博物館整備のあり方、福祉医療費助成制度の見直し、財政の健全化）  ウ 食の安全・安心の確保に関する条例検討会  エ 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議  オ 議員提出条例に係る検証検討会</p>
(参考)条例の規定	<p>(検討会等の設置)</p> <p>第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。（2項省略）</p>

## 会期等の見直し（平成20年4月～）

具体的取組	<p>議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成20年から定例会の招集日を年2回に改め、年間会期日数を従来の100日程度から240日程度に増やした。（平成19年12月20日、議員発議による「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決した。）</p> <p>このことに伴い、常任委員会開催日数を増やし、議員間討議の時間設定や参考人の招致、公聴会の開催などにより、議案、請願調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査を行うなど議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図っている。</p>
(参考)条例の規定	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。（2項以下省略）</p>

## 附属機関の設置（平成21年3月）

条例の規定	<p>議会の諮問に応じて議会改革の成果を評価し、課題を調査するとともに、その課題の解決の方策等を検討し、議会に改革又は改善の提案を行うため、学識経験を有する者等で構成する「議会改革諮問会議」の設置条例を平成21年3月に制定した。（同年10月に第1回目の会議を開催している。）</p>
(参考)条例の規定	<p>(附属機関の設置)</p> <p>第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p>

## (2) 大分市議会の例(平成20年12月15日制定,平成21年4月1日施行)

## 議員政策研究会の設置(平成19年10月)

具体的取組	会派を超えて議会全体で政策研究に取り組むための検討組織として,平成19年10月,全議員による「議員政策研究会」を設置した。同会議は,議会基本条例を最初の政策課題とし,市民意見交換会の開催等を経て,平成20年12月,大分市議会基本条例を制定するに至った。 現在は,「(仮称)子どもに関する条例」を政策課題に設定し,同会議における議論を重ねている。
(参考) 条例の規定	(議員政策研究会及び議会活性化推進会議) 第16条 議会の政策形成機能を充実させるため,別に定めるところにより,議会に議員政策研究会を置く。(2項以下省略)

## (参考)福島県 会津若松市議会の例(平成20年6月18日制定,同年6月23日施行)

## 政策討論会の設置(平成20年10月)

具体的取組	市政に関する重要な政策及び課題に対して,議会としての共通認識及び合意形成を図ることにより,政策立案,政策提案及び政策提言を推進していくことを目的とする「政策討論会」を設置している。会津若松市議会では,「政策形成サイクル」という,「市民との意見交換会」で得られた多数の意見から問題を発見し,発見した問題を一般化することで議会として取り組むべき課題の設定を行う。次いで,設定された課題について「政策討論会」で調査研究することで具体的な政策として立案・決定するとともに,政策執行による成果を説明・報告するという一連のサイクルを構築し,実践しようと取り組んでいる。
(参考) 条例の規定	(政策討論会) 第13条 議会は,市政に関する重要な政策及び課題に対して,共通認識及び合意形成を図り,もって政策立案,政策提案及び政策提言を推進するため,政策討論会を開催するものとする。

## (参考)北海道 栗山町議会の例(平成18年5月18日制定,同日施行)

## 議員間相互の自由討議

具体的取組	栗山町議会は常任委員会において常に自由討論を用いている。
(参考) 条例の規定	(自由討議による合意形成) 第9条 議会は,議員による討論の広場であることを十分に認識し,議長は,町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ,議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。 2 議会は,本会議,常任委員会,特別委員会等において,議員提出議案,町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合,議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに,町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 3 議員は,前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため,政策,条例,意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

## 反問権について

反問権とは、本会議等において、市長等が議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため反問することができるることをいい、これまで制定された議会基本条例の多くで、執行部の反問権を認める規定が設けられている。ただし、実際に行使された例は少ないとのことである。（三重県伊賀市議会において、過去3回行使されたことがあるとのことである。）

### ・神奈川県議会基本条例の規定

第 16 条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

### ・川崎市議会基本条例の規定

第 11 条 2 項 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

### ・伊賀市議会基本条例の規定

第 8 条 2 号 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。



協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」

具体的な検討事項（案）

（議会放映の拡大）

入部出張所及び今宿出張所（7月に西部地域交流センター「さいとぴあ」に移転）へ拡大

現在、本庁舎と7区役所で実施している本会議放映を、入部出張所及び今宿出張所で実施することを検討するもの。

（市議会ホームページの掲載事項の拡大等）

議案等のホームページ掲載

現在、議員提出条例、委員会資料、可決された意見書・決議案を掲載しているが、市長提出議案の掲載はない。（予算案については概要が掲示されている。）

議案に対する賛否状況のホームページ等掲載

議場議席図のホームページ掲載、傍聴席入口横への議場議席図の設置

「政務調査費の手引き」のホームページ掲載

政務調査費の収支報告書のホームページ掲載

については予算措置が必要となる。

協議事項 4 「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

具体的な検討事項（案）

障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正（規則改正）

現在は運用で入場を認めているものの，傍聴規則では動物の入場を禁止する規定となっている。

親子傍聴室 の設置

段差がなく入室でき，ベビーベッドを備え，カーテン仕切り等で授乳も可能な親子傍聴室。

車いす席の拡張

議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置

議場内のバリアフリー化

を除きいずれも予算措置が必要となる。

## 議会基本条例の前文集（政令指定都市及び都道府県）

### 1 政令指定都市

#### 川崎市議会基本条例（平成 21 年 6 月 17 日可決，同年 7 月 1 日施行）

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してより的確に対応することが必要となってきており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考え方や活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

#### さいたま市議会基本条例（平成 21 年 12 月 18 日可決，平成 22 年 4 月 1 日施行）

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

眞の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、搖るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 2 都道府県

### 三重県議会基本条例（平成18年12月20日可決，同年12月26日施行）

平成十二年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、眞の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯（し）に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

### 福島県議会基本条例（平成20年7月9日可決，同年7月11日施行）

明治十一年六月、本県の先人たちは、公選議会を実現し政治に民意を反映することが、本県のみならず国家国民の幸福であるとの崇高な理念を深く自覚し、全国に先駆けて本県独自の民会規則による県会を開設し、県民のため公平な議論を尽くし、その責任を果たすため精励することを誓った。以来、福島県議会は百三十年の歴史を有し、この間、先人たちは幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展のために大きな役割を果たしてきた。

時代は今、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

よって、本県議会（以下「議会」という。）は、県民を代表する機関として県民の負託にこたえるため、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応して自らの改革に取り組み、眞の地方自治の実現を目指すことを誓う。

また、議会が知事との関係における監視機能を厳格に果たしていくという決意を表明するとともに、果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓う。

そしてここに、県会開設からの先人たちの高い志を受け継ぎ、新たな時代の礎とするため、議会の基本となる条例を制定する。

## 岩手県議会基本条例（平成 20 年 12 月 10 日可決，平成 21 年 4 月 1 日施行）

戦後の日本を支えてきた中央集権型の行政システムが、社会の構造的变化を受け、様々な問題への対応力を失いつつある今日、自立した地方の創意工夫が生かされる分権型社会の実現が強く求められている。

平成 12 年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られたが、その実現は未だ道半ばである。地方分権改革を成し遂げ、地方自治体の自主性や自立性を高め、住民主導の行政システムへの転換による「真の地方自治」を実現するため、地方議会の果たすべき役割と重要性は、確実に増してきている。

本県議会は、これまで議会の改革及び活性化に努めてきたが、県政に関する政策の立案及び提言や知事の事務執行の監視及び評価、主権者たる県民への議会活動に関する説明責任や情報公開が未だ十分とは言えない。住民に近い存在であるべき議会が、ともすれば遠い存在として捉えられていたこともまた事実であり、議会及び議員は、その果たすべき本来の機能と存在意義を問われている。

本県議会は、知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の下、合議制の機関として多様な民意を反映しうる議会の役割及び議員の活動規範並びに県民主権の実現に向けた実効ある仕組みをここに明らかにし、県民参加の下で地方議会政治を成熟させていくとともに、議会改革に継続的に取り組み、県民の負託に応える議会のあり方を不断に追求していくことこそが、真の地方自治に結びつくものと確信する。

ここに本県議会は、県民から選ばれた県民全体の奉仕者であることの誇りと、果たすべき役割を自覚し、県民の意向を的確に反映し、県民に開かれた議会、県民に信頼される議会を構築することにより、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

## 神奈川県議会（平成 20 年 12 月 18 日可決，同年 12 月 26 日施行）

神奈川県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革を推進してきたところである。

県議会は、こうした改革への取組を更に進め、民意を体現する県議会議員及び県議会の在り方を改めて明確にし、ともに県民の代表である県議会と知事がより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要と考える。

そのためには、広域自治体の議会として、指定都市との関係や道州制の論議の深まりなど地方自治を取り巻く環境の変化も視野に入れ、また、市町村議会の動向も見据えながら、県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより、全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしていくこと、そして、都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。

そこで、県議会として、引き続き、新たな法制度の構築をも視野に入れた見直しを国に強く求め、具現化への努力を重ねていくとともに、一人ひとりの議員が住民意思を把握するための地域での活動や、県政全般に関する調査研究、政策立案等の推進を通じて、県議会の存在の意義を高めていく決意である。

こうした認識の下に、県議会は、活発で分かりやすい議論を尽くし、県の議事機関にふさわしい判断を重ね、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すものである。

ここに、県議会は、多くの県民の意見の集約と調和を図る立場を自覚し、主権者である県民の視点に立って、神奈川のあるべき姿を希求し、神奈川の未来は、県民のため、県民とともに築いていくものであることを改めて宣言し、将来にわたって、県議会が全力を挙げてその実現に努力することを誓い、この条例を制定する。

## 大阪府議会基本条例（平成 21 年 3 月 24 日可決，同年 4 月 1 日施行）

地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、住民代表機関としての議会は、その役割を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められている。

議会は地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行監視を行う監視機関としての役割を担っているが、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上は、知事と議会がそれぞれの特性を生かし、住民意思を行政に的確に反映させる仕組みを構築せずして実現され得ないということは言うまでもない。

府議会は、これまでから、府民に開かれた真の地方自治の実現を目指し、一方の代表機関である知事と緊張ある関係を保ちながら、求められている役割を果たすため、様々な改革への取組を進めてきた。

ここに、府議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、これまでの議会改革の取組をさらに進め、府民の負託に真摯にこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。

## 大分県議会基本条例（平成 21 年 3 月 26 日可決，同年 4 月 1 日施行）

平成 12 年 4 月のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権を目指した取組がスタートした。これにより、国と地方公共団体とは対等・協力の関係へと変化した。平成 16 年度からの三位一体改革により、国から地方への税源移譲が行われたものの、地方公共団体が自主自立で行財政運営を実施できる体制にはほど遠く、地方分権の実現は未だ道半ばにある。

地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するため、地方議会が果たすべき役割と責務はますます増大している。

大分県議会は、これまで県民に分かりやすい、県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し、議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め、県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし、ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。県議会は、今後とも知事等の事務執行の監視及び評価機能の強化と県政に対する積極的な政策立案・政策提言に取り組んでいく。

ここに、本県議会は、県民全体の奉仕者であることの誇りと果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、主権者である県民の視点に立って、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

## 宮城県議会基本条例（平成 21 年 6 月 16 日可決，同年 6 月 26 日施行）

本県議会は、これまで議会改革に真摯に取り組み、議員提案により数々の条例を制定するなど、地方自治の確立を目指し、たゆみない努力を重ねてきた。

地方分権改革は、自治行政権、自治立法権及び自治財政権の確立を目指すものであり、国との関係においても地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。

本県議会は、こうした中、自らが持つ権能を最大限に発揮し、知事等と独立かつ対等の立場に立ち、県の議決機関としての意思決定を行うとともに、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに独自の政策立案及び政策提言を行うことにより、県民の信頼と期待にこれまで以上にこたえられる議会活動を遂行していかなければならない。

また、本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかなければならない。

ここに、本県議会は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民及び知事等との関係を定め、県民の負託と信頼に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

## 北海道議会基本条例（平成 21 年 7 月 3 日可決，同年 7 月 10 日施行）

北海道は、国土の 22 パーセントを占める広大な面積を有し、積雪寒冷という厳しい自然環境の下、多くの先人の英知と努力を傾注して今日まで発展してきた。

北海道議会は、明治 34 年に 35 名の議員により北海道会として開設され、幾多の変遷を経て、昭和 22 年、地方自治法に基づく新たな地方自治体の議決機関として、現在の北海道議会が誕生し、平成 13 年に開設 100 年を迎えた。

平成 12 年にいわゆる地方分権一括法が施行され、また、平成 18 年に制定されたいわゆる道州制特区推進法の対象区域に、我が国で初めて北海道が選定されたことは画期的なことであり、北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現していくためには、道民、北海道議会及び知事その他の執行機関がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携を深めることによって、新しい時代の進路を拓いていくことが求められている。

近年、北海道においては、少子高齢化の一層の進行に加え、厳しい雇用情勢や、大都市と地方の格差、道財政の健全化等多くの課題が山積し、これらの課題の解決のためにも、北海道議会の果たす役割はますます重要になってきている。

北海道議会は、多様化する道民のニーズにこたえるために、議決機関として、及び知事その他の執行機関に対する監視機関としてその責務を深く自覚し、道民に対する必要な情報の公開と説明責任を果たしながら、不断の改革と研さんを努めるとともに、道州制を展望したあるべき議会の姿を追求し、道政の各分野にわたり積極的に政策の提言を行うため、政策立案機能の強化を図っていかなければならない。

ここに、我々は、道民の負託に全力でこたえていくことを決意し、北海道議会におけるあらゆる条例、規則等の基礎となる最高規範として北海道議会基本条例を制定する。

## 長野県議会基本条例（平成 21 年 10 月 2 日可決，同年 10 月 15 日施行）

平成 12 年 4 月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、機関委任事務が廃止されるなど地方分権に向けた取組が一步前進し、さらに、地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）に基づき、第二期地方分権改革が進められている中、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性はますます増大している。

本県議会は、これまで、政策に関する条例の制定、調査権及び検査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、活発な議会活動を行うとともに、政務調査費の使途の透明性の確保をはじめとする様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、真の地方自治の実現に向け、今後も、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮し、政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として適切な運営を行うこと及び県民の意見を県政に反映させることにより、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。

ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。

## 高知県議会基本条例（平成 21 年 11 月 27 日可決，同年 11 月 30 日施行）

「自由は土佐の山間より」の県詞に象徴されるように、我が国で最初の国民的な民主主義運動といわれる自由民権運動の発祥の地である本県は、運動の中核を担う有為の人材を輩出し、郷土の先人の精力的な活動は、やがて帝国議会開設等へとつながり、我が国の近代史に大きな足跡を残してきた。

本県議会は、こうした先人の志を継承し、自由闊達な議論を重んじることはもとより、議員発議による政策条例の制定に代表される政策立案や政策提言を行い、また、特別委員会の設置等により監視機能を発揮してきた。こうした取組を通じ、二元代表制の一翼を担きたく合議制の機関として知事と対等で互いに切磋琢磨する関係を築きつつ、直接選挙により選出された県民の代表として、その意思を県政に反映させ、もって県民の負託にこたえるべく活動を行ってきたところである。

平成 12 年 4 月のいわゆる地方分権一括法の施行等により、地方自治を取り巻く環境は、大きく変化しており、地方公共団体においては、自己決定権の拡大に伴い、自主性や自立性をよりいっそう高めていく必要がある。こうした中で議会の果たす役割は、ますます重要さを増しており、本県議会には、これまでの活動をさらに推し進め、議会の権限の強化に努めるとともに、議会の基本理念、議員の活動原則等を議員自らが自覚し、これらを県民に示し、議会や議員の使命・役割を明確にすることで、より県民に開かれ、県民から信頼される議会を構築することが求められている。

ここに、本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、さらなる改革に積極的に取り組み、真の地方自治の実現に向け全力を尽くすことを決意し、県民生活の向上及び県勢の発展に寄与するため、議会における最高規範としてこの条例を制定する。

<参考>

大分市議会基本条例（平成 20 年 12 月 15 日可決，平成 21 年 4 月 1 日施行）

我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。

大分市 人口 474,122 人、議員定数 46 人

会津若松市議会基本条例（平成 20 年 6 月 18 日可決，平成 20 年 6 月 23 日施行）

平成 12 年 4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなつた。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していくかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

福島県会津若松市 人口 127,607 人、議員定数 30 人

## 栗山町議会基本条例（平成 18 年 5 月 18 日可決，同日施行）

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は，同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに，栗山町の代表機関を構成する。この 2 つの代表機関は，ともに町民の信託を受けて活動し，議会は多人数による合議制の機関として，また町長は独任制の機関として，それぞれの異なる特性をいかして，町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い，協力し合いながら，栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として，地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は，将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて，自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日，議会は，その持てる権能を十分に駆使して，自治体事務の立案，決定，執行，評価における論点，争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして，これら論点，争点を発見，公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに，積極的な情報の創造と公開，政策活動への多様な町民参加の推進，議員間の自由な討議の展開，町長等の行政機関との持続的な緊張の保持，議員の自己研さんと資質の向上，公正性と透明性の確保，議会活動を支える体制の整備等について，この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し，実践することにより，町民に信頼され，存在感のある，豊かな議会を築きたいと思う。

北海道栗山町 人口 13,871 人，議員定数 13 人